教　部　第　　９９　　号
令和８年（2026 年）７月１日

札幌市を除く各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁学校教育局長　山城宏一
北海道教育庁学校教育局指導担当局長　遠藤直俊
北海道教育庁学校教育局特別支援教育担当局長　金田敦史
北海道教育庁生徒指導・学校安全対策局長　新居雅人

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて
（通知）

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

各市町村教育委員会におかれましては、国の通知を踏まえ、貴所管の学校における児童生徒の移動において安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

また、国の通知は部活動の地域展開による地域クラブ活動にも適用されますので、対象となる地域クラブに周知の上、適切に御対応いただくよう、お願いします。

なお、道立学校においては、教育課程外の活動である部活動の移動時の安全対策について、「部活動の移動手段に係る当面の取扱いについて」（令和８年（2026 年）６月 16 日付け教部第 95 号）で通知した取扱いを続け、今後、必要に応じて見直しを検討することとしていますので、御承知願います。

（高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
健康・体育課
部活動改革推進課
生徒指導・学校安全課）

㊞

教部第　９９　号
令和８年（2026 年）７月１日

各道立学校長　様

学校教育局長
学校教育局指導担当局長
学校教育局特別支援教育担当局長
生徒指導・学校安全対策局長

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて
（通知）

このことについて、別添のとおり令和８年（2026 年）６月 30 日付けで文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から通知があったので、お知らせします。

各道立学校における修学旅行等の教育課程内の活動に当たっては、本通知を踏まえ、児童生徒の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

なお、教育課程外の活動である部活動における移動時の安全対策については、「部活動の移動手段に係る当面の取扱いについて」（令和８年（2026 年）６月 16 日付け教部第 95 号）で通知した取扱いを継続していただくこととし、今後、運用状況を把握の上、必要に応じて見直しを検討することとしますので、適切に対応いただくよう、お願いします。

（高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
健康・体育課
部活動改革推進課
生徒指導・学校安全課）